

宇都宮市防犯灯設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市内に防犯灯（犯罪防止のための道路照明設備をいう。以下同じ。）を設置し、引き続きその維持管理を行おうとする町内会、自治会等地域住民組織である公共的団体（以下「団体」という。）が、適正な防犯灯の設置を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における歩行者の安全の確保と、犯罪の防止を図るため、団体が設置、所有及び管理する照明灯をいう。
- (2) 東電柱 東京電力株式会社が所有する電柱をいう。
- (3) NTT柱 日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。
- (4) 鋼管ポール 防犯灯を設置する鋼管柱をいう。

(設置等の基準)

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、市民が通行する道路を照明する場所とする。
- (2) 灯具は、東電柱又はNTT柱への共架とする。ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールによる設置とする。
- (3) 設置間隔は、社団法人日本防犯設備協会が規定する技術標準 SES E 1901 において、おおむね「クラスB」（4 m先の歩行者の挙動・姿勢が分かる照明の効果）を確保する間隔とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
- (4) 設置高は、原則として地上から4.5メートル以上とする。
- (5) 防犯灯を交換または新設する場合は、省エネルギータイプを設置するよう努めるものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する